

# 総務文教常任委員会

R 1 . 1 0 . 2 4 (木)

午前10時～

第3委員会室

## 1 開 議

## 2 案 件

### (1) 意見交換

○監査委員事務局との意見交換（監査委員事務局）

## 3 その他

### (1) 次回の日程について

## 監査委員の仕事について

亀岡市監査委員事務局

2019/10/24

## 監査委員について

- 普通地方公共団体は監査委員を置かなければ  
ならない（地方自治法第180条の5）
- 定数は2人（地方自治法第195条・196条）  
（識見委員1人と議選委員1人）  
※地方自治法の改正により義務付け緩和
- 監査委員会ではない  
→ 独任制で合議体ではない

2019/10/24

## 選任手続き

- 市長が議会の同意を得て、監査委員を選任  
（地方自治法第196条第1項）
- 監査委員任期（地方自治法第197条）  
識見委員 4年 議選委員 議員の任期
- 地方自治体等から独立し、中立公正な立場で  
職務を執行

2019/10/24

## 「監査」の役割

- 地方公共団体の事務執行の正否や適否を  
チェックし、市民や議会等が正しく判断  
するもととなる情報を提供すること  
（大阪市監査委員の言葉引用）
- 定期的に組織を診断し、業務リスクを発  
見し、指摘を行うことにより、組織全体  
の事務改善が行われる

2019/10/24

## 監査の種類

- 法律などに定められ、定期的に行うもの
  - 定期監査
  - 決算審査
  - 健全化判断比率審査
  - 例月出納検査

2019/10/24

- 監査委員が必要があると認めたとときに行うもの
  - 財政援助団体監査
  - 行政監査
  - 随時監査（棚卸監査・工事監査）
- 市民等からの請求に基づいて行う監査
  - 住民監査請求監査

2019/10/24

## 監査実施方針及び監査計画

- 令和元年度監査方針について
- 令和元年度監査計画について

2019/10/24

## 監査の実績

(単位:件数)

年度	定期監査	行政監査	随時監査	内		財政援助団体監査	住民監査請求監査
				標榜監査	工事監査		
平成26年度	22	0	3	2	1	2	1
平成27年度	27	0	3	2	1	2	0
平成28年度	24	0	3	2	1	4	1
平成29年度	27	0	3	2	1	0	1
平成30年度	25	0	2	2	0	3	3

2019/10/24

## 監査等の結果

- 「監査結果報告書」を作成
  - 市議会・市長に提出
  - 公報に搭載・HPに掲載・情報コーナーへ情報提供

2019/10/24

- 「監査結果報告書」を受け取った市長等が事務を改善したとき



改善内容を「措置状況報告書」として監査委員に通知



改善内容を公報に登載

2019/10/24

- 決算審査意見書の提出時に、市長等に対し、定期監査及び決算審査を通して感じたことについて、意見交換等を実施
- 3月に定期監査等の結果報告として、「組織及び運営の合理化に資するための意見書」を市長に提出し、この意見書の内容に沿った意見交換を実施

2019/10/24

## 平成31年度 監査実施方針及び監査計画

### 1 監査実施方針

本市において、平成31年度は、次代を担う子どもたちへ「地球にやさしいまち」「人にやさしいまち」亀岡を目指し、「子育てと教育」「国際交流」「賑わいの創出」「環境先進都市」の4つを柱に様々な施策の取り組みが重要とされている。

子育て支援策やこどもの未来に向けた取組の更なる充実を図るとともに、本市がターゲットイヤーとする2020年に向けて、京都スタジアムのオープン、東京オリンピック・パラリンピック、明智光秀公を主人公とする大河ドラマの放送を受けての大河ドラマ館の開設など、次なる時代の扉を開き、新たな歩みを進める一年として、積極的かつ大胆に各種施策に取り組むこととされている。

平成31年度予算については、財政状況の厳しい中、4つの柱を基本に市民本位のまちづくりを進め、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期計画を着実にすすめるための予算編成を行ったとされている。

限られた予算の中で、新たな施策の実施、業務が多様化、複雑化する中であっても、事務処理の適正性を堅持しつつ、業務の効率化を図りながら、行政サービスを安定的、持続的に提供していくことが重要である。そのためにも、あらゆる経費を厳しく見詰め直し、適正な予算執行に努めるとともに、財政再建に取り組むことが必要である。

一方、監査制度を取り巻く環境として、平成29年の地方自治法の一部改正により、監査基準の策定と公表が法定化され、勧告制度が創設されるなど、監査制度の充実・強化が図られることとなった。

また、長による事務の管理及び執行について、内部統制制度の整備促進も盛り込まれており、地方自治体における適正な業務執行がより強く求められることとなっている。

本市の監査状況については、全国都市監査委員会が策定した都市監査基準による監査計画をもとに実施しているが、地方自治法の一部改正により、平成32年4月から、監査委員が監査基準を策定及び公表し、その監査基準に従って監査を実施することとなり、平成31年度においては、都市監査基準により監査を実施するとともに、新たに監査基準策定事務を進めていかなければならない。

引き続き事務改善等について助言を行うなど指導的監査を基本としながらも、行政運営の健全性と透明性の確保、住民福祉の増進と市政への信頼確保を図るため、公正で能率的な監査に努めるものとする。

以上のことを踏まえ、次の3点を重点項目に監査等を実施していくこととする。



- (1) 「都市監査基準」に準拠し、監査資源に応じた体制のもと、監査等の品質を確認・確保しながら、リスク・アプローチ手法による、効果的かつ効率的な監査等を実施する。
- (2) 監査結果報告書の提出により随時指摘し、講じた措置について速やかな報告を求め、監査の実効性を高める。また、必要に応じて、総合的な指導・助言として、組織及び運営の合理化に資するための意見書を提出し、事務事業における事務改善等を求める。
- (3) 実施した監査等及び行政運営の透明性を高めるため、監査結果にかかる情報を適時、市民にわかりやすく公表し、規範性が伴った説明責任を果たしていく。

## 2 監査計画（実施予定の監査等の種類及び実施方法、日程等）

実施する監査等について、次項で説明するリスク・アプローチ手法により、リスクの重要度及び過去の監査結果に対する措置の状況等を評価し、実施する監査及び監査対象部局等を選定し、本年度については下記のとおり実施する。

### (1) 監査

#### ア 定期監査（法第199条第1項、第4項の規定による監査）

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を行う。

当該年度における事務事業の執行にかかる財務状況等について、提出された調書及び必要な資料、関係書類の審査及びヒアリングによる監査とする。

定期監査は、決算審査に対する期中における財務監査の位置付けであり、またリスク評価の観点から全部署を対象とする。しかし、監査資源等勘案すれば実務上困難であるとして、2年で一巡するサイクルとして実施している。

監 査 対 象 部 局	監 査 期 間	ヒアリング
教育部	9月～11月	10月中旬
環境市民部	9月～12月	11月中旬
まちづくり推進部	11月～ 2月	1月上旬
生涯学習部、総務部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会	12月～ 3月	2月上旬

イ 随時監査（法第199条第5項の規定による監査）

(ア) 工事監査

当該監査は、当該年度実施中の工事を対象に、工事内容及び進捗状況を勘案のうえ事業選定し、専門の技術士への委託により実施するものである。監査内容は、工事に関する事務並びに工事の計画、設計及び施工等が、適正かつ効率的に行われているか、書類審査及び現場調査により実施する。

なお、当該監査に係るリスク評価は高いが、随時監査であること、また対象となる部局が限定されることから、本年度の監査実施等については、別途決定する。

(イ) 棚卸監査

公営企業会計における貯蔵品等について、随時監査として上下水道部の貯蔵品及び市立病院の医薬品・診療材料等に係る期末残高、管理帳簿等の管理状況等について実施する。

当該監査は、リスク評価結果による重要性に鑑み、適正な在庫管理について、4月上旬に現地において実施する。

ウ 財政援助団体等監査（法第199条第7項の規定による監査）

市が補助金等の財政援助を行っている団体等について、前年度に執行された財政援助に係る出納、その他の事務執行が、適正かつ経済的・効率的に行われているかについて、監査を実施する。

また、所管部署の財政援助に係る事務及び当該団体への指導監督が適切に行われているかについて、定期監査の時期に併せ実施する。

提出された調書等関係書類の審査及び所管部署職員同席による現地調査、並びにヒアリングを実施する。原則として、4年で一巡するよう計画して実施する。

監 査 対 象 団 体	監 査 期 間	ヒアリング
(公財) 亀岡市環境事業公社 亀岡ふるさとエネルギー (株)	9月～12月	11月中旬
(公財) 生涯学習かめおか財団 (社福) 亀岡市社会福祉協議会	12月～ 3月	2月上旬

エ その他の監査

市長からの要求監査（法第199条第6項）、住民の直接請求監査（法第75条第1項）、議会の請求監査（法第98条第2項）、住民の監査請求（法第242条第1項）等については、要求等があれば、法令に基づき速やかに当該監査を実施する。

## (2) 検査

原則として、毎月26日に例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）を実施する。

会計管理者及び公営企業管理者の保管する現金（歳計現金、歳計外現金、一時借入金及び基金に属する現金及び預り金）の残高及び出納諸表について計数を確認し、その運用及び保管状況を検査する。

また、一般会計及び特別会計を含む市の財政収支の動き、経営状況について計数面から検証する。

伝票検査については、費目指定による部分検査とし、半年で全科目を一巡する要領で実施する。（1年で2巡）

## (3) 審査

ア 決算審査（法第233条第2項及び地公企法第30条第2項の規定による審査）

決算書及び関係書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事務事業の経営が適正かつ経済的・効率的に行われているかについて審査し、また、各事務事業が地方自治法の趣旨に沿って行われているかについて検証し、意見を付す。

一般会計・特別会計及び公営企業会計について、決算書及び決算審査資料の提出を求め書類審査を行う。併せて所管の主要な事務事業の執行状況等について、担当部長の出席を求め、部単位にヒアリングを行う。

なお、公営企業会計については、会計事務のより一層の正確性の向上、効率化を図るため、決算整理時期に現地事前調査を実施する。

財産区特別会計等については、書類審査を行い、疑義が認められた場合は、別途、個別に指導する。

イ 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかについて審査し、意見を付す。

基金の運用状況に係る資料の提出を求め、基金の運用状況について審査を行う。審査意見については、アの決算審査意見書と併せて行う。

ウ 健全化判断比率及び資金不足比率審査（財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）

財政健全化法に基づいて算定された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、資金不足比率が適正に算出されているかについて審査し、意見を付す。

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の根拠となる書類について、検算、照合、内容審査を行う。

区 分		審査期間	ヒアリング
決算審査	公営企業会計	決算書等受理日 (6月上旬) ~8月中旬	6月下旬
	一般会計・特別会計	決算書等受理日 (7月上旬) ~8月中旬	7月中旬
基金の運用状況審査		決算書等受理日 (7月上旬) ~8月中旬	—
健全化判断比率及び資金不足比率審査		算定基準書類等受理日 (7月下旬) ~8月下旬	8月中旬

### 3 監査等の手法

「リスク」の定義については、一般的には「組織目標の達成を阻害する要因」とされている。

行政組織においては、住民福祉の増進といった公益的な目標を主たる組織目標としており、認識すべきリスクの種類や内容に違いがあるだけで、地方公共団体にも当てはまることから、本計画においても同様に定義していく。

監査委員は、監査対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施しなければならない。そのため地方公共団体における事務一般を含む行財政運営上の様々なリスクをあらかじめ認識し、その重要度等を考慮して、その結果に応じて監査の人員や時間等の監査資源を効果的かつ効率的となるよう配分するリスク・アプローチの手法を用いる。

なお、本年度実施する監査等について、あらかじめ認識したリスクや着眼点、監査対象部局等を選定したリスク評価表は別途保管する。

### 4 監査等の実施方法

#### (1) 実施の通知

監査・検査・審査等の実施日程については、実施日の約1か月前に別途通知する。

#### (2) 監査等調書の作成・提出

監査等実施内容に応じ、監査等調書の作成及び提出を求める。

#### (3) 事務局補助職員（事務局長及び書記）の事前調査、資料の提出要求

##### ア 書類調査

提出された監査等調書に基づき、必要に応じて監査等に関する資料等の提出を求めるとともに、担当者に事務事業等の説明を求めるなど事前調査を行い、記録書を作成する。

##### イ 事前現地調査

監査等の実施にあたっては、必要に応じて、現地において記録書類、帳簿類、物品等の保管状況等に係る調査を行う。さらに、調査記録書を作成するとともに、調査内容を監査委員に報告する。

#### (4) 監査委員による監査等

監査委員による監査等の方法は、監査対象部局からの提出資料等に基づく監査等のほか、必要に応じたヒアリング（説明聴取）及び現地監査により実施するものとする。

##### ア 資料等に基づく監査等

事務局補助職員が収集した資料、記録書及び事前現地調査記録書に基づき、監査等を行う。

イ ヒアリング（説明聴取）

必要に応じ、関係部長等に対してヒアリングを実施する。

ウ 現地監査

必要に応じ、監査対象機関等に出向いて現地監査を実施する。

## 5 監査等の結果

### （1）監査

ア 提出及び公表

監査が終了したときは、監査委員の合議により監査等の結果に関する報告を決定、報告書を作成するとともに、市長等への提出及び公表を行う。

公表は、告示や公報掲載と併せ、情報コーナーへの情報提供及び亀岡市ホームページへの掲出により行う。

イ 措置状況等

監査結果に基づき、改善、是正等の措置を講じたときは、改善措置の報告を求める。

ウ 措置の公表

監査の結果に基づき、講じた措置について市長等から通知があったときは、速やかに公表する。

エ 意見書の提出

必要に応じて、地方自治法第199条第10項の規定により、組織及び運営の合理化に資するための意見書を提出する。

### （2）検査

例月現金出納検査の結果については、議会及び市長に提出する。

### （3）審査

ア 一般会計、特別会計及び企業会計の決算並びに基金の運用状況を審査した結果については、意見を付して市長に提出する。

イ 健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の根拠となる事項を審査した結果については、意見を付して市長に提出する。

